

青森県報

第三千九百二十一号

平成二十六年
十一月十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 公 告……………
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……三
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域) ……三
- 右 同……………(下北部地域) ……三
- 出先機関……………
- 土地改良区連合の清算人の退任……………(中南部地域) ……四

告

示

青森県告示第七百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局勝田店	青森市勝田一丁目二〇の一	平成二六・一一

青森県告示第七百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	平成二六・一一

青森県告示第七百八十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字荒川字寒水沢一の一

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百八十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年三月二十日まで

四 測量の地域

青森市全域

青森県告示第七百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	国 道 二七九号	上北郡横浜町字泊川五四の五五九から 上北郡横浜町字雲雀平一の一四まで	前					
	後	三三・六七メートルまで	一三〇・〇七メートル					

青森県告示第七百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	上北郡横浜町字泊川五四の五五九から 上北郡横浜町字雲雀平一の一四まで	平成二六・二・四
県道青森浪岡線	青森市大字八ツ役字芦谷三三一の三から 青森市大字荒川字柴田二二六の五まで	"

公

告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十六年十一月七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四六号	混合有機質肥料	混合有機五〇・五 一・	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇	公定規格のとおり	コープケミカル株式会社 東京都千代田区一番町二二三

地籍調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
八戸市	根城 鮫町	小 字 名 蟻子、居合、上松苗場、巻久保 中崎、馬場頭

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 古川建築
- 二 氏名 古川 忍
- 三 主たる営業所の所在地 平川市新山松橋二二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第二〇〇二九九号
- 五 取消年月日 平成二十六年十月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社和組
- 二 代表者の氏名 澤田 和宏
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲三丁目一三の三七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第一六九〇九号
- 五 取消年月日 平成二十六年十月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年七月三十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区連合の清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した若木川地区土地改良区連合から、次のとおり清算人の退任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

氏 名	住 所	退任の年月日
増田 教正	つがる市木造藤岡三〇の七九	平成二六・一〇・二四
大瀬 豊	弘前市大字船水三丁目一の一五	"

田中 清榮	"	大字種市字熊谷一〇
柴谷 幸一	"	大字津賀野字宮崎七一
対馬 允	"	大字鳥井野字長田八四の一
福島 弘芳	つがる市木造林阿曾沼四六	
葛西 清	"	森田町中田鈴森二五
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭